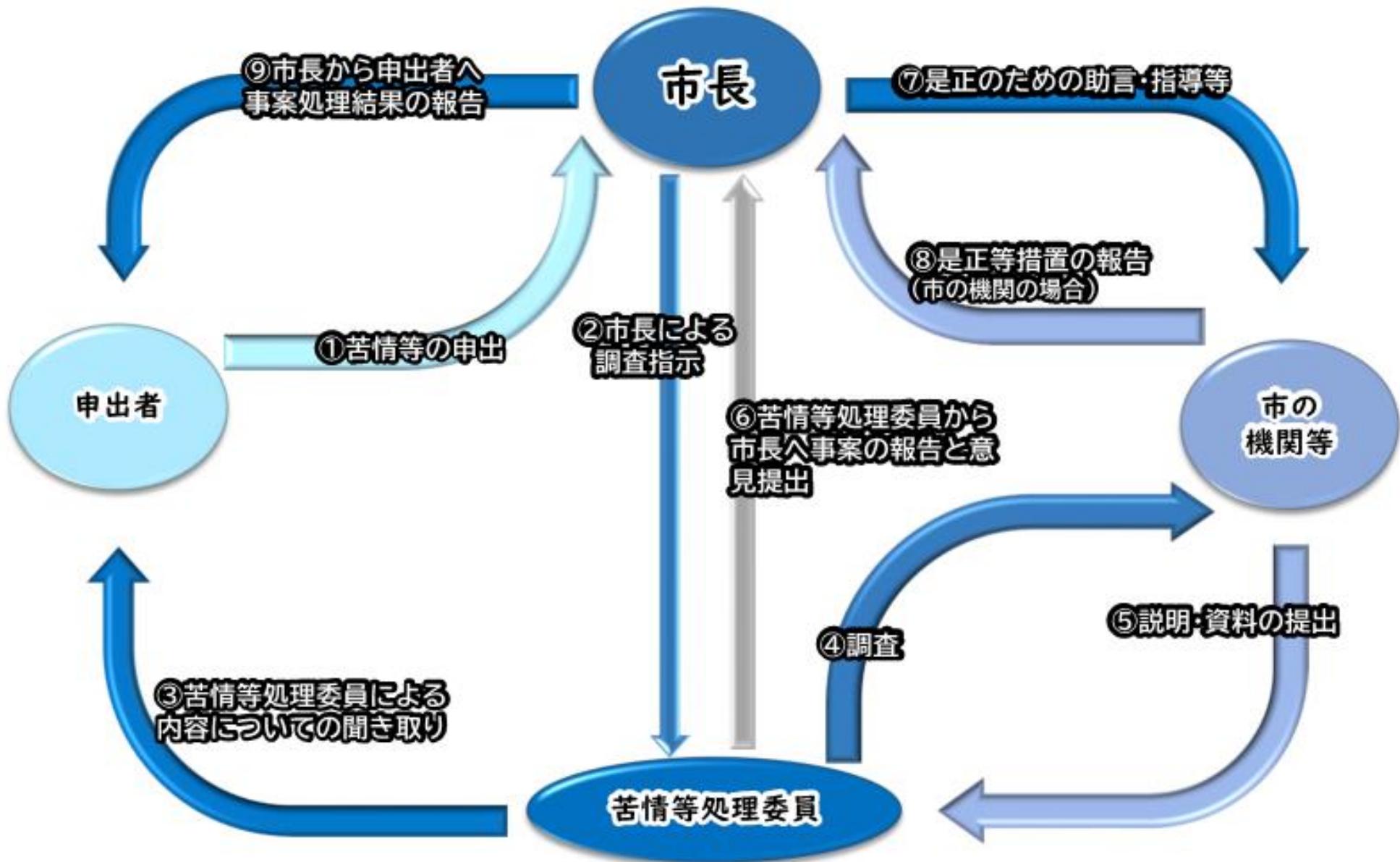


苦情等処理制度の流れ



【苦情等処理制度の解説】

①苦情等の申出

- ・男女共同参画社会の形成の促進を阻害すると認められる事項に関する苦情やご意見がある場合、市民(つくば市在住・在勤・在学の方)が申出を行います。
- ・原則として所定の申出書を提出いただきますが、特別な理由がある場合は口頭での申出も可能です。
- ・申出書は、ダイバーシティ推進室へ提出してください。

②市長による調査指示

- ・申出を受け付けた後、市長が事案を担当する「男女共同参画苦情等処理委員」を指定し、調査を命じます。
- ・必要に応じて複数の委員で構成する「処理委員会」が担当する場合があります。

③苦情等処理委員による内容についての聞き取り

- ・苦情等処理委員は、必要に応じて申し出た方への聞き取りを行います。

④調査

- ・苦情等処理委員が調査を開始します。関係する市の機関や関係者には、調査開始の通知が行われます。

⑤説明・資料の提出

- ・苦情等処理委員は、市の機関や関係者から説明や資料提出を求めるなど、必要な調査を丁寧に行います。

⑥苦情等処理委員から市長へ事案の報告と意見提出

- ・調査が完了した後、苦情等処理委員は事案処理の経緯、概要、そして事案に対する意見を市長に報告します。

⑦是正のための助言・指導等

- ・報告を受けた市長は、その内容を踏まえて事案の処理方針を決定します。
- ・市長は、必要と認める場合に、市の機関に対しては是正の指示を、市以外の関係者に対しては助言または是正の要望を行います。
- ・市長は是正の指示又は是正の要望をしないときは、市の機関や関係者にそのことを通知します。

⑧是正等措置の報告(市の機関に是正の指示があった場合)

- ・市の機関が是正の指示を受けた場合、講じた措置について市長に報告します。

⑨市長から申出者へ事案処理結果の報告

- ・事案の処理が完了した後、市長から申し出た方へ、事案の処理結果が書面で通知されます。